



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠申出書

2008(平成20)年9月16日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 寿 男



ほか41名

1 人証の表示

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 群馬県庁10階 土地・水対策室内
群馬県企画部土地・水対策室長

証人 中野 三智 男(呼出・尋問時間40分)

2 立証趣旨等

証人は群馬県庁企画部土地・水対策室長であり、群馬県における水資源計画の策定、水資源の確保対策等の責任者である。

証人によって、①群馬県における水需給の予測が不当であること、②八ッ場ダム建設事業は利水上必要性のない事業であること等を立証する。

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

尋問事項

- 1、証人の経歴、特に利水計画との関わりについて
- 2、県土地水対策室の構成と職務
- 3、群馬県の水需給に関する県土地水対策室の職務
- 4、過去に群馬県が行ってきた水需給計画（水需要予測のみのものを含む、以下同じ）にはどのようなものがあるのか。
- 5、それらの水需給計画をそれぞれ策定した目的
- 6、「『21世紀のプラン』における水需要の見通しについて」（甲3）の意義と位置付け
- 7、「『21世紀のプラン』における水需要の見通しについて」を策定するにあたって群馬県内の各水道事業者および各工業用水道事業者とどのような調整を行ったのか。
- 8、「『21世紀のプラン』における水需要の見通しについて」を策定するにあたって群馬県内の各水道事業者と各工業用水道事業者から提出された将来の水需給と、『21世紀のプラン』の水需給計画との関係
- 9、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」（甲11資料1）の意義と位置付け
- 10、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」を策定するにあたって群馬県内の各水道事業者および各工業用水道事業者とどのような調整を行ったのか。
- 11、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」を策定するにあたって群馬県内の各水道事業者と各工業用水道事業者から提出された将来の水需給計画と、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」の水需給計画との関係
- 12、県土地水対策室として、上記二つの県の水需給計画以外で、県内の各水道事業者と各工業用水道事業者それぞれの将来の水需給計画をどの程度把握しているのか。
- 13、第4次利根川荒川フルプランの目標年度（2000年度）以降において国

土交通省からどのような資料及び計画の提出要請があったのか。

- 14、第4次利根川荒川フルプランの目標年度（2000年度）以降において群馬県は国土交通省にどのような資料及び計画を提出したのか。
- 15、群馬県全体の水道の一日最大給水量の動向（1995年度以降）
- 16、群馬県全体の水道の一日最大給水量が1997年度以降、減少傾向にある理由
- 17、群馬県全体の水道の一日最大給水量について「21世紀のプラン」の予測が実績と大きく乖離した理由
- 18、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」で群馬県全体の水道の一日最大給水量が今後も増加すると予測した理由
- 19、群馬県全体の工業用水補給水量（工業用水道＋自家用水＋水道）の動向（1995年度以降）
- 20、群馬県全体の工業用水補給水量が1995年度以降、減少傾向にある理由
- 21、群馬県全体の工業用水補給水量について「21世紀のプラン」の予測が実績と大きく乖離した理由
- 22、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」で群馬県全体の工業用水補給水量について今後減少しないと予測した理由
- 23、最近20年間に於いて利根川で冬期に起きた渇水の状況
- 24、上記の冬期の渇水において群馬県営水道及び工業用水道について行われた取水制限の状況
- 25、上記の冬期の渇水において群馬県営水道及び工業用水道が保有する広桃用水転用水利権に対して行われた取水制限の状況
- 26、群馬県営水道及び工業用水道が広桃用水転用水利権を保有するまでの経過
- 27、群馬県営水道及び工業用水道への転用が行われる前の広桃用水の季節別水利権量
- 28、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」による今後の群馬県全体の水道用地下水及び工業用地下水の利用計画
- 29、地盤沈下対策としての群馬県の地下水採取目標量とその算出根拠
- 30、群馬県で過去の地盤沈下で生じた被害の具体例および最近10年間の地盤

沈下で生じた被害の具体例

- 3 1、八ッ場ダム計画に参画している藤岡市は、八ッ場ダム予定地の吾妻川ではなく、神流川に位置していて、八ッ場ダムからの補給を受けることができない。藤岡市の八ッ場ダム水利権が可能となる理由
- 3 2、八ッ場ダム建設事業とその関連事業に対する群馬県の負担額とその内訳
- 3 3、その他上記に関連する事項

以上